

コーチに関する規程

第1章 総則

第1条 <目的>

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）の定款第4条第6項に基づき、コーチの養成および認定、登録に関する事項について定める。

2. バスケットボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上およびコーチの組織化をはかるため、JBAはコーチライセンス制度（以下「本制度という」）を設ける。

第2条 <コーチライセンス制度の意義>

本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。

- (1) 多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上をはかること。
- (2) バスケットボール競技の普及発展および強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。
- (3) コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。
- (4) 海外のコーチライセンス制度との整合性をはかり、交流を促進すること。

第3条 <加盟チームの義務>

JBA加盟チームは、原則として、第4条第1項第1号～第11号のコーチライセンスを有する16歳以上の者（所属連盟で規定されている場合を除く）を、自己のチームに所属するコーチとして、1名以上登録しなければならない。

2. JBA加盟チームは、自己のチームに所属するコーチをJBAおよび都道府県協会が主催するコーチライセンス取得後の研修会等に参加させるよう努めなければならない。

第2章 コーチライセンス

第4条 <コーチライセンスの種類>

JBAが認定するコーチライセンスの種類は、次のとおりとする。

- (1) JBA公認S級コーチ [公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という）コーチ4]
- (2) JBA公認A級コーチ [JSPOコーチ4]
- (3) JBA公認B級コーチ [JSPOコーチ3]
- (4) JBA公認C級コーチ [JSPOコーチ1]
- (5) JBA公認D級コーチ
- (6) JBA公認E級コーチ
- (7) JBA公認E-1級コーチ
- (8) JBA公認E-2級コーチ
- (9) JBA公認S(F)級コーチ
- (10) JBA公認A(F)級コーチ
- (11) JBA公認B(F)級コーチ
- (12) ジュニアエキスパート
- (13) キッズサポーター
- (14) コーチデベロッパー

2. コーチライセンスの種類が適用される公式競技大会の範囲は別に定める。

第5条 <コーチの養成>

JBAおよび都道府県協会は、第4条第1項各号のコーチライセンス取得のため、次の養成講習会を実施する。

- (1) J B A 公認 S 級コーチ養成講習会 (J B A)
 - (2) J B A 公認 A 級コーチ養成講習会 (J B A)
 - (3) J B A 公認 B 級コーチ養成講習会 (J B A)
 - (4) J B A 公認 C 級コーチ養成講習会 (J B A ・都道府県協会)
 - (5) J B A 公認 D 級コーチ養成講習会 (J B A ・都道府県協会)
 - (6) J B A 公認 E 級コーチ養成講習会 (J B A)
 - (7) ジュニアエキスパート養成講習会 (J B A)
 - (8) キッズサポーター養成講習会 (J B A ・都道府県協会)
 - (9) コーチデベロッパー養成講習会 (J B A)
2. 前項の各コーチ養成講習会は () 内が担当する。
3. 養成講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等の細目については、別に定める。

第 6 条 <コーチライセンスの認定および登録>

コーチライセンスの認定および登録は、次のとおりとする。

- (1) 第 5 条第 1 項で定めた養成講習会を修了した者に J B A がコーチライセンスを認定する。
- (2) 前号により認定されたコーチは、J B A に登録しなければならない。

第 7 条 <海外コーチライセンス取得者>

日本以外の国でコーチライセンスを取得した者が、J B A が認定するコーチライセンスを希望する場合、J B A の指導者養成委員会の審査を経て、相当するライセンスを認めるものとする。

2. 所定の登録料とは別に審査手数料 5, 0 0 0 円を支払う。
3. 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (B 1 ・ B 2) 、一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ (B 3) および一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ (W J B L) に参加するチーム所属の外国籍のコーチ、また、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (B 1 ・ B 2) のユースチーム所属の外国籍コーチに関する特例措置は別に定める。

第 3 章 登録

第 8 条 <登録手続き>

登録は、会員登録管理システム (T e a m J B A) を利用して、所定の期間に個人で申請し、定められた登録料を納める。

第 9 条 <登録料>

登録料は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------------------------------|
| (1) J B A 公認 S 級コーチ | 1 2, 5 0 0 円 / 年 |
| (2) J B A 公認 A 級コーチ | 6, 0 0 0 円 / 年 |
| (3) J B A 公認 B 級コーチ | 5, 0 0 0 円 / 年 |
| (4) J B A 公認 C 級コーチ | 4, 0 0 0 円 / 年 |
| (5) J B A 公認 D 級コーチ | 3, 0 0 0 円 / 年 |
| (6) J B A 公認 E 級コーチ | 1, 0 0 0 円 / 4 年 |
| (7) J B A 公認 E - 1 級コーチ | なし (ただし、初回登録時のみ事務手数料 1, 0 0 0 円) |
| (8) J B A 公認 E - 2 級コーチ | なし (ただし、初回登録時のみ事務手数料 1, 0 0 0 円) |
| (9) J B A 公認 S (F) 級コーチ | 1 2, 5 0 0 円 / 年 |
| (10) J B A 公認 A (F) 級コーチ | 6, 0 0 0 円 / 年 |
| (11) J B A 公認 B (F) 級コーチ | 5, 0 0 0 円 / 年 |
| (12) ジュニアエキスパート | 5, 0 0 0 円 / 年 |
| (13) キッズサポーター | 受講料に含む |

第10条<登録有効期間>

登録有効期間は以下のとおりとする。

- (1) JBA公認S級コーチ 1年
 - (2) JBA公認A級コーチ 1年
 - (3) JBA公認B級コーチ 1年
 - (4) JBA公認C級コーチ 1年
 - (5) JBA公認D級コーチ 1年
 - (6) JBA公認E級コーチ 4年
 - (7) JBA公認E-1級コーチ 2023年度末まで
 - (8) JBA公認E-2級コーチ 2023年度末まで
 - (9) JBA公認S(F)級コーチ 1年
 - (10) JBA公認A(F)級コーチ 1年
 - (11) JBA公認B(F)級コーチ 1年
 - (12) ジュニアエキスパート 1年
 - (13) キッズサポーター 5年
2. 登録有効期間の1年は当該年度の4月～翌年3月とし、E級コーチ、E-1級コーチ、E-2級コーチおよびキッズサポーターを除き、毎年度更新登録を行うこととする。
3. 前項の更新登録にあたっては、過去4年間のうちにJBAまたは都道府県協会が開催する研修会等に参加し、所定のポイントを獲得しなければならない。
4. 所定の期間内に、更新を行わない場合には、コーチライセンスを失う。ただし、JBAが特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

第11条<登録抹消手続き>

登録を抹消する場合には、会員登録管理システム(TeamJBA)を利用して、返上手続きを行うものとする。

- 2. 本人が前項の手続きを行えない場合には、代理人から書面によって申し出るものとする。
- 3. 登録を返上した場合の登録料の返金は一切行わないこととする。

第12条<養成講習会修了者のうち未登録者のライセンス登録申請基準>

コーチ養成講習会修了者のうち未登録者については、次の条件を全て満たす者についてコーチ登録を認める。

- (1) 修了年度より4年以内の者であること
 - (2) 都道府県協会が特に認めた者であること
2. 前項に含まれない事例が発生した場合は、JBAにおいて審査し決定する。

第13条<登録証>

JBAは登録したコーチに対し、登録証を交付する。

- 2. コーチは競技会等への参加にあたり、JBAが交付した登録証を携帯するものとする。

第14条<コーチライセンス保持者の権利>

コーチライセンス保持者には、次に掲げる権利を与える。

- (1) JBAが発信するコーチ向け情報の閲覧
- (2) JBAおよび都道府県協会が実施する研修会等への参加

第4章 リフレッシュポイント

第15条 <対象>

- コーチライセンス取得者は、コーチライセンス取得後もJBAまたは都道府県協会等が開催する各種研修会等に参加し、コーチとしてのレベルアップに努めなければならない。
2. 更新登録が必要なライセンスについては、所定のリフレッシュポイントを獲得しなければならない。ただし、コーチライセンス取得後3回目の更新まではポイントの獲得を免除する。

第16条 <リフレッシュ研修の目的および基準>

- リフレッシュ研修は最新の知識や情報等を獲得し、指導現場で活用できるようにすることおよびコーチ同士の情報交換、ネットワーク作りなど相互交流を図ることを目的にJBAまたは都道府県協会等が開催する。
2. リフレッシュ研修は以下の基準を満たすものとする。
- (1) リフレッシュ研修の目的に添った内容で、講義、実技、指導実習、研究協議などで構成されていること。
 - (2) 研修会の時間数が1.5時間以上確保されていること。(休憩時間等は含まない)
 - (3) 集合形式または別に定める要件を満たしたオンライン形式で実施されること(JBAで実施するeラーニングを除く)
3. JBAまたは都道府県協会以外が開催する研修会についても基準を満たした場合にはリフレッシュ研修として認定することとし、詳細は別に定める。

第17条 <ポイント基準>

リフレッシュポイントは、受講ポイントと指導ポイントにより構成する。

(1) 受講ポイント

リフレッシュ研修で付与するポイント数は以下のとおりとする。

- ① 1.5時間の研修会：1ポイント
- ② 1日の研修で付与できるポイントは4ポイントを上限とする。

(2) 指導ポイント

次の要件を満たす場合にはポイントが付与される。ただし、指導ポイントは年間2ポイントを上限とする。

- ① コーチ養成講習会の講師：1ポイント/1コマ(1.5時間)
- ② リフレッシュ研修の講師：1ポイント/1コマ(1.5時間)
- ③ カテゴリー別日本代表チームのコーチングスタッフ(年間の活動日数が7日以上の場合)：2ポイント/1年
- ④ ナショナル育成センター、ジュニアユースアカデミーのコーチ(年間の活動日数が3日以上の場合)：1ポイント/1年
- ⑤ 都道府県または地区育成センターのコーチ(年間の活動日数が5日以上の場合)：1ポイント/1年

第18条 <必要ポイント数>

更新の際に必要なポイントは以下のとおりとする。

- (1) JBA公認S級コーチ：2ポイント
 - (2) JBA公認A級コーチ：2ポイント
 - (3) JBA公認B級コーチ：2ポイント
 - (4) JBA公認C級コーチ：2ポイント
 - (5) JBA公認D級コーチ：2ポイント
2. ジュニアエキスパートについては、上記とは別に定める研修プログラムを受講することとする。

第19条 <ポイント有効期限>

リフレッシュポイントの有効期間は取得年度を含めて4年間とし、取得日の3年後の年度末（3月31日）に消滅する。

第5章 遵守義務

第20条 <遵守義務>

コーチは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令およびJBAの各種規程・規則を遵守すること。
- (2) 選手個々の権利、尊厳および価値を尊重し、差別することなく平等に取り扱うこと。
- (3) 選手の福利および安全を最優先で扱うこと。
- (4) 選手との相互の信頼を築き敬意をもって接すること。
- (5) 選手が自分自身の行動に責任を持つよう指導すること。
- (6) 自らが指導し推奨する行動が、選手の年齢、成熟度、経験および能力に適合していること。
- (7) 暴力・暴言を用いての指導を行わないこと。
- (8) 暴力・暴言を決して許容しないこと。
- (9) 暴力根絶の努力を継続すること。
- (10) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。
- (11) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること。

第6章 コーチライセンスの失効・再登録

第21条 <コーチライセンスの失効>

以下の場合、登録が抹消されコーチライセンスが取り消される。

- (1) JBAより登録抹消の懲罰が科されたとき
- (2) 登録手続きおよび登録料の納付が行われていないとき
- (3) 更新の際に必要なリフレッシュポイントを獲得していなかったとき
- (4) 本人または代理人から返上の手続きがあったとき

第22条 <復活および再認定の対象>

前条第2号～第4号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号のコーチライセンスについては、要件を満たした場合、コーチライセンスを復活させることまたはコーチライセンスの再認定を受けることができる。

- (1) JBA公認S級コーチ
- (2) JBA公認A級コーチ
- (3) JBA公認B級コーチ
- (4) JBA公認C級コーチ
- (5) JBA公認D級コーチ
- (6) JBA公認S(F)級コーチ
- (7) JBA公認A(F)級コーチ
- (8) JBA公認B(F)級コーチ
- (9) ジュニアエキスパート

第23条 <コーチライセンスの復活>

第21条第2号～第4号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を満たした場合には、コーチライセンスを復活することができる。その場合のライセンス有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（3月31日）までとする。

- (1) 有効期間満了日から1年以内に登録手続きおよび登録料納付を行うこと。

- (2) 更新の際に必要なリフレッシュポイントを獲得していなかった場合は、必要なリフレッシュポイントを獲得すること。

第24条<コーチライセンスの再認定>

第21条第2号～第4号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を全て満たした場合には、コーチライセンスの再認定を受けることができる。その場合のライセンス有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（3月31日）までとする。

- (1) 有効期間満了日を過ぎて1年以上4年以内の者であること
 - (2) 更新に必要なリフレッシュポイントを獲得していること
 - (3) 都道府県協会が今後の活動において、そのコーチを特に必要と認める者であること
 - (4) 有効期間満了日を迎えた後も指導活動を継続しており、コーチとして引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること
2. コーチライセンスの再認定について、次の条件に該当する者は、コーチライセンスの再認定は認めない。
- (1) 過去に再認定申請を行ったことがある者（ただし、2018年度までの申請は含めない）
 - (2) JBAより登録抹消の懲罰が科された者
3. 有効期間満了日を過ぎて4年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。
- (1) 長期にわたり海外に滞在していた場合
 - (2) 長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合
 - (3) 介護、出産などの理由により、所定の期間に登録を更新することができなかった場合
 - (4) その他JBAが特に認めた場合
4. ライセンス再認定に際し、審査料として5,000円を徴収する。

第7章 懲罰

第25条<懲罰>

JBAの規律委員会または裁定委員会もしくはJBAの規律委員会または裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県バスケットボール協会等の規律委員会は、基本規程第10章の規定に従い、コーチに対して懲罰を科することができる。

第8章 附則

第26条<補則>

本規程に定めるほか、コーチライセンスに関して必要な事項は、別に定めることができる。

第27条<改廃>

本規程を改正または廃止しようとするときは、理事会の議決を得て、これを行う。

第28条<施行>

本規程は、2019年4月1日から施行する。

2020年9月10日一部改定

2022年4月1日一部改定